

平成 23 年 3 月 10 日

平成 21 年度決算審査特別委員会の指摘事項に対する対応状況

【口頭指摘】

平成21年度決算審査特別委員会 指摘事項一覧

【口頭指摘】

- 1 県政広報のあり方について（統轄監）…………… 1頁
- 2 「県民の声」制度の再点検について（総務部）…………… 1頁
- 3 県民文化会館等の指定管理者導入施設の管理運営について（総務部、文化観光局）…………… 2頁
- 4 とっとり政策総合研究センター助成事業の今後のあり方について（企画部）…………… 3頁
- 5 心のバリアフリー推進事業について（福祉保健部）…………… 4頁
- 6 保育施設の充実について（福祉保健部）…………… 5頁
- 7 鳥取県農商工連携促進ファンド事業の一層の推進について（商工労働部）…………… 6頁
- 8 鳥獣被害の拡大防止について（農林水産部）…………… 7頁
- 9 鳥取港分譲地の分譲促進について（県土整備部）…………… 8頁
- 10 物品調達業務のチェック体制について（会計管理者）…………… 9頁
- 11 竹内工業団地の販売促進について（企業局）…………… 9頁
- 12 質の高い医療の提供と医療スタッフの養成について（病院局）…………… 10頁
- 13 一層の経営改善の取り組みの推進について（病院局）…………… 11頁

平成21年度決算審査特別委員会の指摘事項等に対する対応方針

【口頭指摘】

指摘事項	今後の対応	平成23年度事業名・要求額
<p>1 県政広報のあり方について</p> <p>県政だよりなどの県政広報物は、従来から各市町村の自治会を通じて市報等と共に各戸配布されていますが、近年、アパート、マンション等の集合住宅を中心に自治会未加入者が増え、県からの必要な情報が十分に県民に届いていない現状が見受けられます。</p> <p>県民にとって重要な情報を迅速かつタイムリーに周知するため、より多くの県民に到達する方法を検討すべきであります。</p>	<p>現在、県政だよりの掲載内容を若年層等にも見ていただくために県のホームページにも載せて紹介している。また、行政機関・金融機関などの公共的機関のロビーに県政だよりを配架するほか、平成23年3月からは県内のローソン全店舗に鳥取県情報コーナーを設け、県政だよりも配架するなど、これまで県政だよりを読んでいなかった層への情報の到達を企図しているところである。</p> <p>更に、現在、県の広報のあり方について、広くアンケート調査を実施中であり、この結果を踏まえ、各種広報媒体の特性を活かし、それぞれの世代に、より有効な広報を実施できるよう見直しを行っていく。</p>	<p>県政だより等広報費 68,531千円</p>
<p>2 「県民の声」制度の再点検について</p> <p>県民の声は、「県民とともに歩む県政」「県民に開かれた県政」を推進するため、県政に対する提言、要望や意見、苦情等を広く県民から募集して、積極的に施策に反映する制度で、平成11年度から行われています。</p> <p>県民から寄せられる意見は、県民課及び各総合事務所県民局が窓口となり、内容に応じて担当部局・課に振り分けられるしくみになっていますが、窓口の一本化は、県民側のメリットが強調されやすいものの、一方で、苦情対応や処理に要する時間短縮などにおいて、行政側の都合に拠る部分も大きく、決められた手続きや効率化を優先するあまり、かえって行政事務の非効率を招く恐れも否めません。その結果、県民軽視や行政サービスの低下を招いては本末転倒であります。</p> <p>については、窓口と担当課の役割分担を明確にし、双方のつながりが迅速かつ円滑に運ぶよう連携を密にするなど、県民の視点で窓口業務・対応方法を今一度再点検すべきであります。</p>	<p>「県民の声」の受付窓口については、県民の利便性の観点から数カ所に限定するのではなく、すべての部局・課で受け付ける体制とすることが適切である。このため、各部局・課に寄せられる意見について、担当外であってもタライ回しせず内容を聞き取り、「県民の声」に登録して迅速かつ円滑に対応していきたい。</p> <p>また、県民課及び各総合事務所県民局は、担当課がわからない県民の方等から寄せられる「県民の声」の窓口の役割を果たすとともに、回答の遅延等が生じないように担当課を指導するなど進行管理にも努めたい。</p> <p>期限内での回答割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度 71% ・平成22年度(12月末現在) 78% 	<p>県民の声推進費 1,424千円</p>

指摘事項	今後の対応	平成23年度事業名・要求額
<p>3 県民文化会館等の指定管理者導入施設の管理運営について</p> <p>県民文化会館及び米子コンベンションセンターは、県の文化、経済活動を支える拠点施設として、県民等のニーズに的確に応えられるよう施設及び設備を常に良好な状態に保つことが求められます。そのため、指定管理者において施設設備の日常点検の強化と速やかな補修対応が今後も図られるよう、必要な手立てを講ずるべきであります。</p> <p>なお、両施設ともいずれも築後相当年数を経ており、今後施設設備の改修が必要となる箇所の増加及び経費の増大が懸念されるところであり、施設設備の改修における指定管理者と県との役割分担の現在のルールの再検討に併せ、今後、予測される高額な経費を要する大規模な設備の改修に備えた中長期的な計画づくりを行うべきであります。以上を踏まえ、上記以外の指定管理者導入施設についても同様に検証し、指定管理者全体の問題として対応することも検討すべきであります。</p>	<p>(県民文化会館及び米子コンベンションセンターについて)</p> <p>施設設備については、指定管理者において、さらにきめ細やかな日常点検に努めるとともに、県と指定管理者との情報共有を密にし、緊急補修の必要が生じた場合には既定の補修予算枠などを活用し、速やかな補修対応に心がける。</p> <p>また、両施設とも今後の改修に相当の経費を要すると見込まれることから、将来にわたる改修所要額を明らかにし、健全な財政運営に資するため、概ね今後20年間を対象とする長期修繕計画を策定し、毎年の予算編成過程においてチェックを行っていく。</p> <p>(指定施設全体について)</p> <p>施設修繕のうち、原則、小修繕(発注1件あたり50万円未満のもの)については、迅速な対応による利用者サービスの確保を図るため指定管理者が行うこととし、過去の修繕額の実績状況により指定管理委託料に算定されているところであり、利用者の安全と施設の安定的な利用を確保するためには、引き続き、一定の責任分担基準を設けることは必要であると考えらる。</p> <p>施設によっては、個々の実情に応じた責任分担基準を設定しているところもあり、次期選定にあたっては、各所管課による中長期的な施設マネジメントのもと施設の実態把握に努め、施設個々の実態に即した修繕費等の算定や基準の設定を行う。</p> <p>施設修繕に係る指定管理者との責任分担基準の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天神川流域下水道 発注1件当たり250万円未満を管理者で実施 ・人権ひろば21 全て県で実施 ・農村総合研修所 天変地異による修繕を除き管理者で実施 <p>あわせて、大規模修繕については、建築物の長寿命化や財政負担の平準化等をめざす県有資産マネジメントの取組みの中で検討を行う。</p>	<p>県民文化会館等施設整備事業 113,390千円</p> <p>鳥取県立米子コンベンションセンター管理費 187,718千円</p> <p>県有資産マネジメント推進事業(建築物)【新規】 250千円</p> <p>県有施設営繕事業 264,038千円 (2月補正前倒し計上)</p> <p>営繕工事設計監督費 26,562千円</p>

指摘事項	今後の対応	平成23年度事業名・要求額
<p>4 とっとり政策総合研究センター助成事業の今後のあり方について</p> <p>財団法人とっとり地域連携・総合研究センターは、平成21年度より従来の分析型の研究・提言から中山間地域などにおける地域活動実践を主眼とした活動に転換を図っており、この活動をはじめとした同センターの運営に対して、県は年間8千万円の経費助成を行っています。</p> <p>同センターの地域連携の取り組みを通じて、これら取り組みの対象となった地域及び団体は、一定の利益を享受していますが、その経費は県が負担しているのが実態であります。</p> <p>ついては、今後は、地域や団体が享受する利益と負担の関係についても十分検討を行った上で同センターへの経費助成のあり方を考えるべきであります。</p> <p>また、同センターの提言が地域や団体にどのように活かされているかについても経費助成を行っている県として十分検証すべきであります。</p>	<p>財団法人とっとり地域連携・総合研究センター（以下「トルク」という。）の設置目的の一つに、県民の地域活動との連携を行い、もって鳥取県の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することが掲げられている。</p> <p>県としては、魅力ある地域づくりに資する地域や団体の活性化について、調査研究活動を通して培った知見をもとに、地域活性化のアドバイザー役として側面的に支援するというトルクの公益活動に支援を行っているところ。</p> <p>この地域連携の取組については、平成21年度から組織名の変更や体制の整備を行い、本格的に開始したところであり、トルクとしてはノウハウの蓄積といった側面もあることから、直ちに地域及び団体から経費を負担していただくことは難しいと考えている。</p> <p>ただ、現在、調査研究活動として経費負担を受けて実施している受託研究もあることから、今後、例えばトルクの関与により、地域や団体の受ける利益の内容や成長度合いに応じた負担をいただくことができないかなど、利益と負担の関係について検討してみたい。</p> <p>また、トルクの取組の検証については、トルクが外部評価制度等を通して自己評価することとしていることから、その内容を県としても検証するとともに、必要に応じて実際に関与した地域及び団体等からも意見を伺ってみたい。</p> <p>なお、更に地域における人材育成や地域貢献活動を展開するとともに、より一層質の高い地域連携の取組を行っていくなど、鳥取環境大学とトルクの機能が相乗的に効果を発揮するよう、現在両機関の統合が検討されているところ。</p>	<p>とっとり地域連携・総合研究センター助成事業</p> <p>80,000千円</p>

指摘事項	今後の対応	平成23年度事業名・要求額
<p>5 心のバリアフリー - 推進事業について</p> <p>ハートフル駐車場利用認証制度は、身体等に障がいがある方や高齢により歩行が困難な方、あるいはけがや出産等で一時的に歩行が困難な方などが施設の専用スペースを適切に利用するため、平成21年10月に開始された制度ですが、平成22年10月末現在で、利用証交付数は2,010件、協力施設数は315件と1年経過後もあまり進んでいない状況です。</p> <p>このため、制度周知の方法や利用証の申請・交付の仕組み等、事業のあり方を再検討することが必要であります。</p>	<p>制度周知方法について</p> <p>関係団体(視覚障害者福祉協会、全国脊髄損傷者連合会、老人クラブ連合会等)へも改めて制度周知の協力要請を行ない、対象者の利用証取得の促進など、制度の浸透を図る。</p> <p>また、毎年作成を行っている小学生向け福祉教育冊子の内容においても制度紹介を行なっていることから、教育現場からも制度が浸透していくよう教育委員会との連携も図っていく。</p> <p>なお、平成23年度当初予算編成において、福祉保健部内の共生のまちづくり関連事業の普及啓発を総合的に実施するよう検討しており、その中でもハートフル駐車場利用認証制度をより県民に浸透するようPRを行っていきたい。</p> <p>さらに、中四国地方においては、現在、島根・岡山・山口・徳島・愛媛・高知県が同様の制度を導入しており、7県で相互利用が可能であることから、そのPRも行っていく。</p> <p>利用証発行の促進について</p> <p>現在、市町村の障がい者手帳や母子手帳等、各種手帳の交付を行う窓口において、制度の案内を行なっていただいているが、対象者の方には手帳交付と併せてその場で申請を行ってもらえるよう積極的に呼びかけるなど、改めて各市町村へ協力依頼を行なっていく。</p> <p>協力施設の増加について</p> <p>強化期間を設定し、市町村と連携しながら、車いす使用者等専用駐車場を有する施設へ協力について直接働きかけを行なう。</p> <p>また、県内企業に対して制度周知及び協力依頼を行なうため、商工団体に対して機関誌掲載や会議での資料配布について協力依頼を行う。</p> <p>申請・交付の仕組み等について</p> <p>現在、窓口での申請のほかに、郵送や代理での申請も受け付けたり、短期的なけがの場合には協力医療機関での利用証貸出なども行なったりしており、今後も申請しやすい環境づくりに努めていきたい。</p>	<p>心のバリアフリー推進事業「ハートフル駐車場利用認証制度」</p> <p>1,314千円</p> <p>共生のまちづくり普及啓発事業【新規】</p> <p>6,008千円</p>

指摘事項	今後の対応	平成23年度事業名・要求額
<p>6 保育施設の充実について</p> <p>子どもの保育に関しては、年度途中に待機児童が生じたり、病児・病後児保育のニーズも高まってきているなど、様々な課題があります。</p> <p>このため、共働き世帯が多いと言われる本県の実情を勘案し、事業所内保育施設の一層の充実や東・中・西部に病院と連携した病児・病後児の託児施設の設置など、多様なニーズに対応したきめ細やかな保育が実現できるよう市町村や企業等関係者と積極的な検討を行うべきであります。</p>	<p>待機児童について</p> <p>待機児童ゼロと言いながら、入所申込を断られたといった県民の声が年度当初から寄せられたことなどから、昨年10月に待機児童の把握状況について実態調査を行い、保育所に空きのある場合のみ入所申込を受け付ける取扱をしていた市町村に対して是正を依頼するとともに、調査結果を全市町村に伝えた。この取り組みにより市町村で待機児童の的確な把握と、その解消に向けた取り組みがなされることを期待している。</p> <p>事業所内保育施設について</p> <p>引き続き、事業者の方からの開設等の相談に応じ、必要な情報提供を行うとともに、開設されている事業者の方の意見を聞き、必要に応じて国に対し支援制度の充実等を要望していきたい。</p> <p>病児・病後児保育について</p> <p>県民のニーズが高いものの、設置が進んでいないことに問題意識を持っており、県としても対象施設への聞き取りを行った。その結果を踏まえ、季節による利用児童数の変動に応じた職員配置のサポートや、国庫補助の対象外となっている利用者が少ない施設運営への更なる充実を検討中である。また、医療機関への病児・病後児保育実施の協力等について働きかけを行っていきたいと考えている。</p>	

指摘事項	今後の対応	平成23年度事業名・要求額
<p>7 鳥取県農商工連携促進ファンド事業の一層の推進について</p> <p>県では、平成21年度から25億円のファンドを創設し、その運用益で農商工連携事業者の新商品開発等に助成する鳥取県農商工連携促進ファンド事業を実施しています。</p> <p>初年度ということもあり、17採択事業のうち事業化は2事業に留まっておりますが、平成19年度に50億円のファンドで創設された「次世代・地域資源産業育成事業」と相俟って、この事業で開発される新商品・新サービスは今後の本県の柱となる産業に成長することが期待されているところです。</p> <p>現在、この事業は商工労働部が中心となって取り組んでいるところですが、農林水産物と産地技術をうまく融合させるためにも、農林水産部と一層の連携を図るべきであります。</p> <p>また、今後の採択事業の増加に対応するため、商品の開発段階に合わせた支援や県外PRを行う体制を強化するとともに、併せて関係機関との連携強化を図るべきであります。</p>	<p>今後の対応</p> <p>1 農林水産部と一層の連携 鳥取県農商工連携促進ファンド事業の推進に当たっては、H22年度に各総合事務所に設置された農商工連携チーム長を中心に、東・中・西部の「とっとり農商工こらぼネット」における支援機関同士の支援に係る情報共有や支援方法の検討を行い、農林水産部と商工労働部が連携した体制で支援に当たっているところ。</p> <p>2 商品の開発段階に合わせた支援 (1)基礎的研究開発段階については、産業振興機構の農商工連携研究開発支援事業(基金5億円:平成22年度創設)により支援をはじめたところ。 (2)マーケティング戦略段階については、産業振興機構の支援メニュー(専門家派遣事業、ファンド事業等)により支援を行っているところ。さらにH23年度からマーケティング力強化セミナーにより支援を行う予定。 (3)研究開発の様々な段階での技術支援については、産業技術センターが支援を行っているところ。</p> <p>3 県外PRを行う体制強化 (1)産業振興機構は、「県外専門展示会への出展」、「県外スーパー等、量販店との商談会」、「マネジャー、コーディネーターによる出展・商談会のフォローアップ」を行っており、今後も引き続き取り組んでいく。 (2)県外PRについては、東京アンテナショップを拠点とした一層の販路開拓等により強化を図っていく。</p> <p>4 関係機関との連携強化 H21年4月に立ち上げた、「とっとり農商工こらぼネット」(構成:県、産業技術センター、商工団体、県産業振興機構、市町村等)において、相談窓口設置、マッチング支援、事業化に係る新商品開発や販路開拓に係る支援を関係機関が連携して行っているところ。 また、より高度な技術活用等による新商品の開発がより一層進むよう、本県の特徴を活かしたビジネスモデルを提案することを目的として、H22年8月に産学官による「とっとり農商工こらぼ研究コンソーシアム」を設立し、定期的な情報交換や検討を行っているところ。</p>	<p>平成23年度事業名・要求額</p> <p>地域資源活用・農商工連携促進事業(2,943千円)</p> <p>とっとり農商工こらぼ推進事業(4,861千円) (財)鳥取県産業振興機構運営費交付金(248,883千円) * うち、経営サポートセンター事業(販路開拓支援等)の予算65,124千円</p> <p>(参考) 上記のほか、(財)鳥取県産業振興機構において、ファンド運用益を活用した事業を実施。 ・ 農商工連携促進ファンド事業(ファンド額25億円) ・ 農商工連携研究開発支援事業(ファンド額5億円) ・ 次世代・地域資源産業育成事業(ファンド額50億円)</p>

指摘事項	今後の対応	平成23年度事業名・要求額
<p>8 鳥獣被害の拡大防止について</p> <p>近年の野生鳥獣による被害は、その範囲が拡大しており、農作物への被害のみならず、農村生活への影響も見られるなど深刻化しつつあります。又、被害獣はイノシシに加え、近年はシカによる食害も多発しています。</p> <p>被害防止のため、進入防止柵、個体数調整のための捕獲誘導物の除去等を行っていますが、さらに効果を上げるためには捕獲体制の整備を行う必要があります。</p> <p>獣肉処理施設で処理されたイノシシやシカの肉は販売できませんが、捕獲頭数のうち食用として利用されているものは、僅かな頭数に留まっています。獣肉の販路を開拓するとともに、処理施設の整備や狩猟者に対する衛生処理マニュアルの周知等を図るなどし、中山間地域の活性化策として活用を検討すべきであります。</p> <p>また、県境付近に多く生息しているため、個体数調整について近隣県と連携を図るべきであります。</p>	<p>【捕獲体制の整備】</p> <p>捕獲に従事する有資格者の確保や資質向上を図るため、猟友会に委託して狩猟免許試験受験の際の予備講習会や、既免許取得者を対象とした安全な猟具の取扱いや捕獲方法についての講習会を開催している。</p> <p>今後は、若年者の参入や射撃技能向上のための講習会等の充実を図っていきたい。</p> <p>【獣肉の有効活用】</p> <p>獣肉利用については、鳥獣被害防止対策の促進にもつながることから、国交付金事業を活用した解体処理施設の整備を促進すると共に、解体処理講習会を開催し、獣肉を衛生的に解体処理するための知識や技術を普及しているところ。</p> <p>また、イノシシ肉の販路拡大や特産化について、鳥取市(旧鹿野町)の取組を支援しているところ。</p> <p>今後も、解体処理施設の整備や販路拡大、加工品開発について、引き続き推進・支援するとともに、「獣肉利用セミナー」の開催を通じて「解体処理マニュアル」の普及や獣肉の有効活用をPRしていきたい。</p> <p>【近隣県との連携】</p> <p>イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマについては、本県も含めた隣接県すべてが保護管理計画を策定しており、広域的に整合が取れるよう各県が開催する保護管理検討会に相互に参加して調整を図っている。</p> <p>今後もその取り組みのなかで近隣県と情報共有を行いつつ、個体数調整を図っていきたい。</p>	<p>特定鳥獣保護管理事業 27,971千円</p> <p>鳥獣被害総合対策事業 202,951千円</p>

指摘事項	今後の対応	平成23年度事業名・要求額
<p>9 鳥取港分譲地の分譲促進について</p> <p>鳥取港分譲地は、千代地区が昭和61年より、西浜地区が平成12年よりそれぞれ分譲が行われています。当分譲地は、起債を主な財源として整備されており、昨年度の港湾整備事業特別会計決算では、起債償還元金として1億6百万余が支出されており、その概ね半額が一般会計からの貸付で賄われています。</p> <p>一方、当分譲地の分譲状況は、千代地区が70.6%、西浜地区が63.5%となっており、償還財源における一般会計の負担軽減を図る上で、一層の分譲促進を図るべきであります。</p>	<p>平成20年度に分譲単価の見直し及び制度改正を行った結果、以下のとおり分譲率が向上した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千代地区 H19末 53.0% H21末 70.6% ・西浜地区 H19末 51.0% H21末 63.5% <p>また、平成22年度においては、千代地区で新たに1件(約1,954㎡)の分譲を行った。</p> <p>引き続き、鳥取港振興会与県・市等関係機関が一体となって、企業へのPR、誘致活動を行って更なる分譲促進を図っていく。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>参考 平成20年度の見直しの概要</p> <p>分譲単価</p> <p>(従前)...(千代地区)21,900円 (西浜地区)21,200円</p> <p>(改定後)...(千代地区)10,700円 (西浜地区)15,200円</p> <p>支払い方法</p> <p>(従前)...一括払い</p> <p>(改定後)...延納(分割)払いも導入</p> <p>貸付け方法</p> <p>(従前)...短期(一時的な)貸付</p> <p>(改定後)...事業用定期借地権導入</p> </div>	<p>【港湾整備事業特別会計】 港湾管理事業費</p> <p style="text-align: right;">41,171千円</p>

指摘事項	今後の対応	平成23年度事業名・要求額				
<p>10 物品調達業務のチェック体制について</p> <p>物品調達システムによらない少額の物品購入は、出納機関内で購入伺、発注、検収、支払を行い、一連の手続きが完結するしくみとなっています。</p> <p>しかし、1契約当たりの金額が少額といえども、累計すれば高額となることや、随意契約の弊害として一部業者に発注が偏りやすい面があることから、効率的かつ円滑な物品調達に配慮しつつも、会計処理の過程でミスや不正等が介入しないような体制づくりが求められています。</p> <p>21年度は会計検査院で自治体の物品購入における不正経理が指摘され、全国的に問題となったこともあって、本県会計管理者においても、3回にわたり制度等を見直していますが、あくまでも内部統制の域を出ていないのであります。</p> <p>契約金額の多寡にかかわらず、全契約において物品調達システムを導入するなど、会計処理の不正防止に向けた抜本的な方策を検討すべきであります。</p>	<p>物品電子調達システムは、調達の透明性及び公平性の観点で有用である。</p> <p>しかしながら、各出納機関が行っている少額の物品調達に当該システムを導入した場合、多額の費用と多くの手間がかかり各出納機関の能率的な行政運営に支障を来す恐れがあるため、今しばらくは様子を見ることとしたい。</p> <p>物品調達における会計処理の不正防止については、日々の内部点検の実施を基本とし、今後、監査とも連携しながら、会計管理者が行う会計実地検査の際に重点的に点検を実施するなど、検査の充実を図りたい。</p> <p>(参考)</p> <p>物品電子調達システムの導入拡大に要する経費</p> <table border="0"> <tr> <td>初期導入経費</td> <td>830万円</td> </tr> <tr> <td>運用保守経費(毎年)</td> <td>1,760万円</td> </tr> </table> <p>(既存システムに係る運用保守経費1,080万円と合すると毎年2,840万円必要)</p>	初期導入経費	830万円	運用保守経費(毎年)	1,760万円	
初期導入経費	830万円					
運用保守経費(毎年)	1,760万円					
<p>11 竹内工業団地の販売促進について</p> <p>竹内工業団地は、現在まで20年以上販売促進に取り組まれ、割賦販売や長期貸付制度の導入に加え、平成20年度には実勢にあわせた分譲単価の大幅引き下げを実施されていますが、平成22年3月現在で約15%が未分譲となっています。</p> <p>一方、企業立地による産業振興と雇用の確保には工業団地を確保している意義は大きく、境港に近い竹内工業団地では、将来、環日本海への貿易関連施設等の整備などが期待されるところであります。</p> <p>ついては、国際定期貨客船の運行に関連した企業の誘致に努めるなど、県政の施策との連携を図り、より一層の販売促進に努めるべきであります。</p>	<p>竹内工業団地については、割賦販売や長期貸付制度を導入し、商工労働部とともに企業誘致に取り組むとともに、平成22年度には企業局独自に145件(2月末現在)の企業訪問を行うなど分譲促進に努めているが、平成20年度の価格見直し後も、分譲実績は1件に留まっている。</p> <p>境港は、定期貨客船の就航や重点港湾の指定、リサイクルポート指定などにより、日本海側拠点港として北東アジアのゲートウェイとしての地位を築きつつあり、経済発展を続ける北東アジアからの人や貨物の利用が近年大幅に増加している。</p> <p>こうした境港の発展性を県内外に積極的にPR活動し、割賦販売や長期貸付制度に加えて、民間不動産業者を活用した分譲促進策の導入等も検討し、商工労働部等と緊密に連携して、成長産業の強みの分野の誘致活動と販売活動に取り組んでいく。</p>	<p>埋立事業会計企業誘致費 2,871千円</p> <p>団地販売仲介手数料費 5,236千円</p>				

指摘事項	今後の対応	平成23年度事業名・要求額
<p>12 質の高い医療の提供と医療スタッフの養成について</p> <p>両県立病院では、急性期病院として高度で専門性の高い医療の安全な提供が求められており、専門性向上に向けて医師の学会参加、研究論文の発表、看護師やその他医療スタッフの研修会等の参加を奨励し、最新の医療知識・技術の習得等に努められているところあります。</p> <p>しかし、医療を取り巻く情勢は日進月歩であり、県民に安心・安全で質の高い医療を提供するためには、その習得に恒常的に取り組むことが必要です。現在のように、医師等の自主性に任せるだけでなく、医療スタッフ等の資質向上の計画を策定し、病院の専門性向上に必要なものは指定する等の仕組みを導入するなど、学会等に参加しやすい職場環境や勤務体制づくりに一層取り組むべきであります。</p> <p>さらに、地域の中核を担う公的病院として、学会参加等で習得した医療の知識や技術等を紹介する講演会や研修会等を開催し、地域の病院等に参加を促し、地域全体の医療の質やレベルの向上に資するとともに、参加者の課題等の共有を通してネットワークを強化し、一層の地域医療連携の推進に取り組む必要があります。</p>	<p>安全で質の高い医療の提供を継続していくためには、医療スタッフの充実に努めるとともに、専門性の向上を図ることが重要であることから、今後も学会・研修等に参加しやすい職場環境や勤務体制づくりに努めたい。</p> <p>また、両病院においては、地域の医療従事者を対象とした研修会、検討会等の開催、診療科ごとのカンファレンス(症例検討会)に地域の医療機関の医師も参加しているところであり、今後ともそれらを通じて地域全体の医療の質やレベルの向上等に努めていきたい。</p>	

指摘事項	今後の対応	平成23年度事業名・要求額
<p>13 一層の経営改善の取り組みの推進について</p> <p>平成21年に作成した改革プランに定める目標に向けて、医師をはじめとする医療スタッフの確保・充実等により医療体制の充実と看護サービス向上に努め、また、診療材料や医薬品の一括購入方式の導入によるコスト管理の徹底、ジェネリック薬品の積極的採用等により経費削減に努め、医業収支比率等が向上するなど経営が改善されてきており、その取り組みは高く評価するところです。</p> <p>しかし、平成21年度決算において、両病院併せて累積欠損金は合計で139億8,753万円に増加するなど、依然として厳しい経営状況があります。</p> <p>このため、県の基幹病院として求められる役割・機能を果たすために必要な医療スタッフの確保と資質向上、先端機器の導入等により、安全で質の高い医療サービスの提供に努めつつ、地域医療連携の推進による効率的医療の提供、診療材料等のコスト管理の徹底による費用縮減、未収金の回収等により、現在の改革プランの最終年度の22年度の目標の達成に向け、一層の経営の改善に取り組むことが必要であります。</p>	<p>平成22年度は、従来から取り組んでいる経費削減策に加え、診療報酬改定、7対1看護体制の整備等による収益増により、両病院ともさらなる収支改善を見込んでおり、中央病院においては9年連続の黒字決算、厚生病院においては一層の赤字額削減を目指しているところである。</p> <p>今後も診療機能の充実による収益の増加を図るとともに、経費の削減、未収金の発生抑止・回収等に努めることにより一層の経営改善に取り組みたい。</p>	<p>病院事業交付金 8,261,000千円 (平成23年度～27年度までの 第2期交付金総額を設定)</p>